改正 令和3年7月21日 原規技発第2107219号 原子力規制委員会決定

令和3年7月21日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈及び実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第 1306194 号) 別表第1
- (2) 実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥 の解釈(原規技発第 1408063 号) 別表第 2

附則

この規程は、令和3年7月21日から施行する。

別表第1 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 新旧対照表

後

(下線部分は改正部分)

第21条(耐圧試験等)

1 (略)

2 第2項の「漏えい試験」は、日本機械学会「発電用原子力設備 規格 維持規格 (2008年版)」(JSME S NA1-2008) 又は日本機械 学会「発電用原子力設備規格 維持規格 (2012年版)」(2013年追 補及び2014年追補を含む。)(JSME S NA1-2012/2013/2014) に 亀裂解釈の「別紙6 日本機械学会「維持規格」等の適用に当 たって」の要件を付したものによること。

TF.

改

(「日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 (2008年版)」(JSME S NA1-2008) に関する技術評価書」(平成21年2月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ)又は「日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 (2012年版/2013年追補/2014年追補)」(JSME S NA1-2012/2013/2014)及び関連規格に関する技術評価書」(原規技発第1906051号(令和元年6月5日原子力規制委員会決定)))

3 第3項に規定する「気密試験を行ったとき、著しい漏えいが ない」は、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC 4203-2008)(以下「漏えい率試験規程 2008」という。) 改 正 前

1 (略)

第21条(耐圧試験等)

2 第2項の「漏えい試験」は、日本機械学会「発電用原子力設備 規格 維持規格 (2008年版)」(JSME S NA1-2008) 又は日本機械 学会「発電用原子力設備規格 維持規格 (2012年版)」(2013年追 補及び2014年追補を含む。)(JSME S NA1-2012/2013/2014) に 亀裂解釈の「別紙6 日本機械学会「維持規格」等の適用に当 たって」の要件を付したものによること。

(「日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 (2008年版)」(JSME S NA1-2008) に関する技術評価書」(平成21年2月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ)又は「日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 (2012年版/2013年追補/2014年追補)」(JSME S NA1-2012/2013/2014)及び関連規格に関する技術評価書(案)」(令和元年6月5日 原規技発第1906051号 原子力規制委員会決定)))

3 第3項に規定する「気密試験を行ったとき、著しい漏えいが ない」とは、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC 4203-2008)」(以下「「漏えい率試験規程(JEAC 4203又は原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC 4203-2017)」(以下「漏えい率試験規程 2017」という。)の規定に「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」の適用に当たって(別記-8)」の要件を付したものにより確認すること。

(「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」 (JEAC4203-2008) に関する技術評価書(平成21年2月原子力 安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ)及び「日本電気 協会「原子力発電所用機器における渦電流探傷試験指針(JEAG 4217-2018)、軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査にお ける超音波探傷試験規程(JEAC 4207-2016)及び原子炉格納容 器の漏えい率試験規程(JEAC 4203-2017)」に関する技術評価書」 (原規技発第 号(令和3年 月 日原子力規制委員会決 定))) 2008)」」という。)の規定に「日本電気協会「<u>原子炉格納容器の</u> 漏えい率試験規程 (JEAC 4203)」の適用に当たって(別記-8)」 の要件を付したものによること。

(「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」 (JEAC4203-2008) に関する技術評価書(平成21年2月原子力 安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ))

第44条(原子炉格納施設)

1 (略)

2 第1号ハに規定する「漏えい試験ができる」とは、漏えい率 | 試験規程2008又は漏えい率試験規程2017の規定に「日本電気協 会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」の適用に当たって(別 記-8)」の要件を付した試験ができること。

(「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」 (JEAC4203-2008) に関する技術評価書」(平成21年2月原子 力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ)及び「日本電 気協会「原子力発電所用機器における渦電流探傷試験指針(TEAG 4217-2018)、軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査にお ける超音波探傷試験規程 (JEAC 4207-2016) 及び原子炉格納容 器の漏えい率試験規程 (JEAC 4203-2017) | に関する技術評価書 | (原規技発第 号(令和3年 月 日原子力規制委員会決 定)))

(原子炉格納容器隔離弁)

 $3 \sim 9$ (略)

率試験規程2008又は漏えい率試験規程2017の規定に「日本電気 協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」の適用に当たって

第44条(原子炉格納施設)

1 (略)

2 第1号ハに規定する「漏えい試験ができる」とは、「漏えい率 試験規程(JEAC 4203-2008)」の規定に「日本電気協会「原子炉 格納容器の漏えい率試験規程(JEAC 4203)」の適用に当たって (別記-8)」の要件を付した試験ができること。

(「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」 (JEAC4203-2008) に関する技術評価書」(平成21年2月原子 力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ))

(原子炉格納容器隔離弁)

 $3 \sim 9$ (略)

10 第2号ホに規定する「漏えい試験ができる」とは、漏えい ┃10 第2号ホに規定する「漏えい試験ができる」とは、「漏えい 率試験規程 (JEAC 4203-2008)」の規定に「日本電気協会「原子 炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC 4203)」の適用に当たっ (別記-8)」の要件を付した試験ができること。

(「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」 (JEAC4203-2008) に関する技術評価書」(平成21年2月原子 力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ)及び「日本電 気協会「原子力発電所用機器における渦電流探傷試験指針(JEAG 4217-2018)、軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査にお ける超音波探傷試験規程(JEAC 4207-2016)及び原子炉格納容 器の漏えい率試験規程(JEAC 4203-2017)」に関する技術評価書」 (原規技発第 号(令和3年 月 日原子力規制委員会決 定))) て(別記-8)」の要件を付した試験ができること。

(「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」 (JEAC4203-2008) に関する技術評価書」(平成21年2月原子 力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ))

 $11 \sim 19$ (略)

別記 一覧

別記 $-1\sim9$ (略)

別記-10 燃料体に関する要求事項

 $11 \sim 19$ (略)

別記 一覧

別記 $-1 \sim 9$ (略)

別記-8

別記一8

日本電気協会「<u>原子炉格納容器の漏えい率試験規程</u>」の適用に当 たって

技術基準規則第21条第3項並びに第44条第1号ハ及び第2号ホにおいて、漏えい率試験規程2008(表1「漏えい率試験規程2008正誤表一覧」に示す正誤表を含む。)又は漏えい率試験規程2017(表2「漏えい率試験規程2017正誤表一覧」に示す正誤表を含む。)を適用するに当たっては、次のとおり要件を付すこととする。

なお、技術基準規則第 2 1 条第 3 項並びに第 4 4 条第 1 号 \cap 及び第 2 号 \neg の規定と、漏えい率試験規程2017の規定との対応関係は別表 1-1 に、漏えい率試験規程2008 の規定との対応関係は別表 1-2 に、それぞれ掲げるところによる。

表1 漏えい率試験規程2008正誤表一覧

· — —	
(略)	(略)
(略)	

表 2 漏えい率試験規程2017正誤表一覧

発行年月日	<u>名称</u>
令和3年6月29日	原子炉格納容器の漏えい率試験規程
	_(JEAC4203-2017) 正誤表

<u>(「日本電気協会「原子力発電所用機器における渦電流探傷試験</u> 指針(JEAG 4217-2018)、軽水型原子力発電所用機器の供用期間 日本電気協会「<u>原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC 4203)</u>」 の適用に当たって

技術基準規則第21条第3項並びに第44条第1号ハ及び第2号ホにおいて、「漏えい率試験規程(JEAC 4203-2008)」(次表「「漏えい率試験規程(JEAC 4203-2008)」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。)を適用するに当たっては、次のとおり要件を付すこととする。

なお、技術基準規則第21条第3項並びに第44条第1号ハ及 び第2号ホの規定と<u>「漏えい率試験規程(JEAC 4203-2008)」</u>の規 定との対応関係は別表に掲げるところによる。

表 <u>「漏えい率試験規程 (JEAC 4203-2008)」</u>正誤表一覧

(略) (略)

中検査における超音波探傷試験規程 (JEAC 4207-2016) 及び原子 炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC 4203-2017)」に関する技 術評価書」(原規技発第○○号 (令和3年○月○日原子力規制委員 会決定)))

(削る)

(1) 2. 4 A種試験

結果の判定に当たっては、全体漏えい率に、個々の隔離弁に対して適切に単一故障を想定し、健全に機能することが期待される隔離弁からの漏えい量(以下「個別想定漏えい量」という。)を考慮し、判定基準以内であることを確認すること。その際、判定基準に見込む「漏えいの増加要因を考慮した余裕係数」を0.2とすること。

なお、隔離弁の個別想定漏えい量は、以下の手順により求めること。

- ① 隔離弁の自動閉止機能の単一故障で閉止しない隔離弁の個数を設定する。
- ② 事故時に自動的に閉となる隔離弁であって、原子炉格 納容器局部漏えい率試験 (C種試験)の対象となるもの の漏えい量を、定期検査毎にA種試験の実施前に測定す る。
- ③ 隔離弁の個数(①) と測定した漏えい量(②) を用いて、個別想定漏えい量を求める。

また、個別想定漏えい量を求めない場合にあっては、事 故時に自動的に閉となる隔離弁の閉鎖方法として、内側 隔離弁を開とし、外側隔離弁を閉とすることによりA種 試験を実施すること。

<u>(2) 2. 5</u> <u>B種試験</u>

総合漏えい率の判定基準に見込む「漏えいの増加要因を考

(削る)

(削る)

1. 漏えい率試験規程2017

・次の表のとおり読み替える。

	<u> </u>				
読み替える	読み替えら	読み替える字句			
<u>規定</u>	<u>れる字句</u>				
3. 1. 2. 3	有意差がな	有意差がないと検定された場合は			
平均漏えい	ければ,経	測定時間を延長してデータ数を増			
率及び信頼	過時間に対	やすか、測定開始基準時刻の決定			
限界	し無関係で	に戻り再試験を行う。			
(1) 傾きの	あり,バラ				
検定	ツキの範囲				
	で漏えい率				
	は0であ				
	<u>る。</u>				

慮した余裕係数」を0.2とすること。

_(3) 2. 6 C種試験

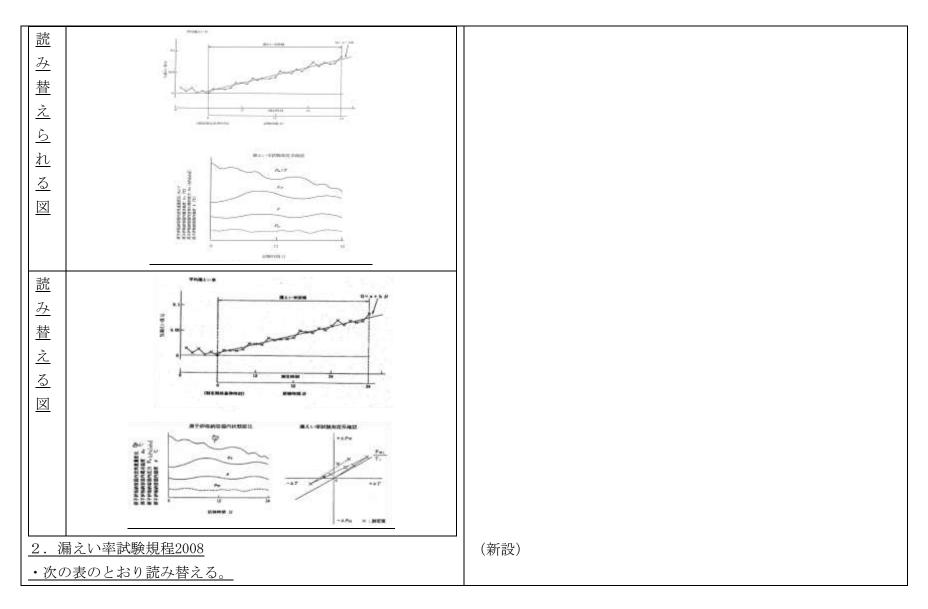
総合漏えい率の判定基準に見込む「漏えいの増加要因を考慮した余裕係数」を 0.2 とすること。

3. 1. 4. 4	試験中の原	全体漏えい率試験中の原子炉格納
測定系の妥	子炉格納容	容器内の状態は、容器からの漏え
当性の確認	器内状態変	いの有無にかかわらず, Boyle-
	化の確認と	Charles の法則により温度,圧力
	併せ,漏え	の間には相関関係が成立する。し
	い率が正常	たがって、試験開始時点と任意時
	に測定され	刻との圧力,温度の変化分Δ
	ていること	Pm=P _{m1} -P _{m2} , ΔT=T ₁ -T ₂ の関係は <u>次</u>
	<u>をチェック</u>	式を満足しなければならない。
	<u>する目的</u>	an Post [a g an] and g and
	で,試験開	$\Delta P_m = \frac{P_{m1}}{T_1} \left[1 - \frac{q}{g_1} H \right] \Delta T + \frac{q}{g_1} H P_{m1}$
	始時点より	(0.1.7)
	の空気重量	$\frac{\cdots(3.1.7)}{2.251}$
	変化 Pm/T,	<u>ただし,</u>
	露点温度 θ	$G_1 = \gamma_1 V \gamma_1 = \frac{P_{m1}}{RT_1} G_2 = G_1 - \Delta G \Delta G = qH$
	<u>p(℃),圧力</u>	KI ₁
	Pm(hPa[abs	
	<u>]),温度 θ</u>	
	<u>(℃)をグラ</u>	
	フにプロッ	
	トする。	
3. 1. 4. 6	温度検出	温度検出器、露点検出器及び圧力
計器の校正	器,露点検	計は、あらかじめ試験に際して使
及び試験	出器及び圧	用する範囲についての校正を実施
(2)測定系	力計は, あ	しておくこと。圧力計の校正曲線
の調整	らかじめ試	の作成方法については「JIS B
	験に際して	7547-1:2020 圧力計の特性試験方
	使用する範	法及び校正方法―第1部:一般
	囲について	<u>用」によること。</u>

3.2.2.3 平均漏えい 率及び信頼 限界 (1)傾きの 検定	の校しと をとこ 有意差がな 時間関係が範囲 を対し がい でのしたと がい でのしたと がい での がい での がい での ので ので ので ので ので ので ので ので ので	有意差がないと検定された場合は 測定時間を延長してデータ数を増 やすか、測定開始基準時刻の決定 に戻り再試験を行う。
3.2.4.6 計器の校正 及び試験 (2)温度, 湿度及び圧 力測定系	なお,温度検出器, 運点検出器及び圧力検出器はめ校正しでおくこと。	なお,温度検出器,露点検出器及び圧力検出器はあらかじめ校正しておくこと。圧力検出器の校正曲線の作成方法については「JIS B 7547-1:2020 圧力計の特性試験方法及び校正方法一第1部:一般用」によること。

・次の表のとおり読み替える。

表 「図3.1.6 全体漏えい率試験結果」に係る読替表



Γ	読み替える規	読み替えられる字句	読み替える字句	
	<u></u> 定			
	2.4.2 試験前	A種試験は原子炉格	A種試験は原子炉格	, T
	の必要条件	納容器設計用の想定	納容器設計用の想定	*
	<u>(1)</u>	事象として原子炉冷	事象である原子炉冷	j
		却材喪失事故後を模	却材喪失事故後を模	1
		擬した状態及び隔離	擬した隔離範囲に対	<u>†</u>
		範囲に対して行わな	して行わなければな	<u>``</u>
		<u>ければならない。つ</u>	<u>らない。</u>	
		まり,原子炉格納容	A種試験の実施に	-
		器設計用の想定事象	当たっては,個々の	_
		後の状態で自動的に	隔離弁について単一	_
		閉となる隔離弁は閉	故障を想定すること	_
		め、開のままの隔離	とし、以下のいずれ	<u> </u>
		弁あるいは工学的安	かを実施する。	
		全施設が作動するた	①事故時に自動的に	_
		めに開となる隔離弁	閉となる隔離弁の)
		は開けておかなけれ	閉鎖方法として,	_
		<u>ばならない。</u>	内側隔離弁を開と	-
			<u>し,外側隔離弁を</u> 閉とした状態で全	_
			体漏えい率試験を	_
			実施する。	_
			<u> </u>)
			判定に当たって	_
			は、全体漏えい率	<u> </u>
			に健全に機能する	_
			ことが期待される	_
			弁からの漏えい量	_

		シオ(国)マ 老 唐)	
		を適切に考慮し,	
		本規程2.4.4に定め	
		<u>る判定基準値以内</u>	
		であることを確認	
		する。具体的に	
		は、事故時に自動	
		的に閉となる隔離	
		弁は閉め、開のま	
		まの隔離弁あるい	
		は工学的安全施設	
		が作動するために	
		開となる隔離弁は	
		開けた状態でA種	
		試験を行う場合	
		は、当該貫通部に	
		対して局部漏えい	
		率試験 (C種試	
		験)を行い、その	
		結果を加味した評	
		<u>編集と対象を</u> 価を行う。	
2.4.4 判定基	A ₁ :漏えいの増加要	<u> </u>	
<u> </u>	因を考慮した余裕係	因を考慮した余裕係	
工 <u>(1)設計圧力試</u>	数で, 0.25とする。	数 (0.2)	
<u>(1) 版 / 上 /) 験</u>	<u> </u>	<u> 200 (0.2)</u>	
2.4.4 判定基	A ₁ :漏えいの増加要	A ₁ :漏えいの増加要	
<u>2. 4. 4 刊足盈</u> 準	因を考慮した余裕係	因を考慮した余裕係	
 (2)低圧試験	数で, 0.25とする。	数 (0.2)	
3.1.2.3 平均	<u> </u>	<u> </u>	
	経過時間に対し無関		
漏えい率及び		された場合は測定時	

信頼限界	係であり, バラツキ	間を延長してデータ	
(1)直線性の検	の範囲で漏えい率は	数を増やすか、測定	
<u></u> 討	0である。	開始基準時刻の決定	
		に戻り再試験を行	
		<u>う。</u>	
3.1.4.6 計器	温度検出器,露点検	温度検出器,露点検	
の校正及び試	出器及び圧力計は,	出器及び圧力計は,	
<u>験</u>	あらかじめ試験に際	あらかじめ試験に際	
(2) 測定系の調	して使用する範囲に	して使用する範囲に	
<u>整</u>	ついての校正を実施	ついての校正を実施	
	しておくこと。	しておくこと。圧力	
		計の校正曲線の作成	
		方法については「JIS	
		B 7547-1:2020 圧力計	
		の特性試験方法及び	
		校正方法一第1部:	
		<u>一般用」によるこ</u>	
		<u>と。</u>	
3.2.2.3 平均	<u>有意差がなければ試</u>	有意差がないと検定	
漏えい率及び	験時間に対し無関係	された場合は測定時	
信頼限界	であり, バラツキの	間を延長してデータ	
(1)直線性の検	範囲内で漏えい率は	数を増やすか、測定	
<u>計</u>	<u>0 である。</u>	開始基準時刻の決定	
		に戻り再試験を行	
		<u></u>	
3.2.4.6 計器	なお、温度検出器、	なお、温度検出器、	
の校正及び試	露点検出器及び圧力	露点検出器及び圧力	
<u>験</u>	検出器はあらかじめ	検出器はあらかじめ	
(2)温度,湿度	校正しておくこと。	校正しておくこと。	

及び圧力測定	圧力検出器の校正曲
<u>系</u>	線の作成方法につい
	ては「JIS B 7547-
	1:2020 圧力計の特性
	試験方法及び校正方
	<u>法一第1部:一般</u>
	用」によること。

<u>別表1-1</u> 技術基準規則の規定と漏えい率試験規程2017の規定 との対応関係

注記

対応規格箇条は、原則として第1階層の細分箇条で分類。上位の箇条(細分箇条でないもの)は適用される。

技術基準規則	漏えい率試験規程 2017
(耐圧試験等)	2. 原子炉格納容器の漏えい
第21条	率試験
3 原子炉格納容器は、最高	2. 4 <u>A種試験</u>
使用圧力の○・九倍に等し	<u>2.8.3</u> <u>A種試験後に</u>
い気圧で気密試験を行った	再開放するバウンダリ部
とき、著しい漏えいがない	位に関する確認
<u>ものでなければならない。</u>	3. 原子炉格納容器全体漏之
	い率試験(A種試験)標準
	<u>方案</u>
	3.1 絶対圧力法標準方案
	(3.1.5は除く。)
	3.2 基準容器法標準方案
	<u>(3.2.5は除く。)</u>

(原子炉格納施設)第44条一 原子炉格納容器にあっては、次に定めるところによること。ハ 原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口

- 2. 原子炉格納容器の漏えい 率試験
- 2. 5 B種試験
- 4. 原子炉格納容器局部漏え い率試験(B種及びC種試 験)標準方案
 - (4.5は除く。)

二 原子炉格納容器を貫通して取り付ける管には、次により隔離弁(閉鎖隔離弁(閉鎖隔離弁(四ック装置が付されているものに限る。)又は自動隔離弁(隔離機能がない逆止め弁を除く。)をいう。以下同じ。)を設けること。本 隔離弁は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件に応じて漏えい試験ができるこ

は、想定される漏えい 量その他の漏えい試験 に影響を与える環境条 件に応じて漏えい試験

ができること。

- 2. 原子炉格納容器の漏えい 率試験
 - 2.6 C種試験
- 4. 原子炉格納容器局部漏え い率試験 (B種及びC種試 験) 標準方案 (4. 5 は除く。)

別表1-2 技術基準規則の規定と漏えい率試験規程2008の規定

別表 技術基準規則と「漏えい率試験規程(JEAC 4203-2008)」と

との対応関係

注記

対応規格箇条は、原則として第1階層の細分箇条で分類。上 位の箇条(細分箇条でないもの)は適用される。

技術基準規則	漏えい率試験規程 2008
(耐圧試験等) 第21条 3 原子炉格納容器は、最高 使用圧力の○・九倍に等し い気圧で気密試験を行った とき、著しい漏えいがない ものでなければならない。	2. 原子炉格納容器の <u>漏えい</u> <u>率試験</u> 2. 4 A種試験 3. 原子炉格納容器全体漏え い率試験 (A種試験) 標準 方案 3.1 絶対圧力法標準方案 (3.1.5は除く。) 3.2 基準容器法標準方案
(原子炉格納施設) 第44条 一 原子炉格納容器にあっては、次に定めるところによること。 ハ 原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件	(3. 2. 5は除く。) 2. 原子炉格納容器の <u>漏えい率試験</u> 2. 5 B種試験 4. 原子炉格納容器局部漏えい率試験(B種及びC種試験)標準方案 (4. 5は除く。)

に応じて漏えい試験が

できること。

の対応表

技術基準規則	「漏えい率試験規程(JEAC
	<u>4203-2008) </u>
(耐圧試験等)	2. 原子炉格納容器の漏えい
第21条	率試験規程
3 原子炉格納容器は、最高	2. 4 A種試験
使用圧力の○・九倍に等し	3. 原子炉格納容器全体漏え
い気圧で気密試験を行った	い率試験 (A種試験) 標準
とき、著しい漏えいがない	方案
ものでなければならない。	3.1 絶対圧力法標準方案
	3.2 基準容器法標準方案
(原子炉格納施設)	2.原子炉格納容器の漏えい
第44条	率試験規程
一 原子炉格納容器にあっ	2. 5 B種試験
ては、次に定めるところ	4. 原子炉格納容器局部漏え
によること。	い率試験(B種及びC種試
ハ 原子炉格納容器を貫	験)標準方案
通する箇所及び出入口	
は、想定される漏えい	
量その他の漏えい試験	
に影響を与える環境条	
件に応じて漏えい試験	
ができること。	

- 二 原子炉格納容器を貫通 して取り付ける管には、 次により隔離弁 (閉鎖隔 離弁 (ロック装置が付さ れているものに限る。) 又 は自動隔離弁 (隔離機能 がない逆止め弁を除く。) をいう。以下同じ。) を設 けること。
 - ホ 隔離弁は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件に応じて漏えい試験ができること。

- 2. 原子炉格納容器の<u>漏えい</u> 率試験
 - 2.6 C種試験

(4.5は除く。)

- 4. 原子炉格納容器局部漏え い率試験(B種及びC種試 験)標準方案
- して取り付ける管には、 次により隔離弁 (閉鎖隔離弁 (ロック装置が付されているものに限る。)又は自動隔離弁 (隔離機能がない逆止め弁を除く。)をいう。以下同じ。)を設けること。

二 原子炉格納容器を貫通

ホ 隔離弁は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件に応じて漏えい試験ができること。

- 2. 原子炉格納容器の<u>漏えい</u> 率試験規程
- 2. 6 C種試験
- 4. 原子炉格納容器局部漏え い率試験(B種及びC種試験)標準方案

別表第2 実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改正前
改 正 後	改正前
(別紙1)	(別紙1)
非破壊試験の方法について	非破壊試験の方法について
(略)	(略)
1.維持規格の「IA-2360 接近性」の規定に基づき、構造上接近又は検査が困難であるとして試験が行われない箇所については、機器の構造等の設計的知見及び各種科学的知見を踏まえ、想定される亀裂等を検知するための代替試験、亀裂等の大きさを特定するための代替試験又は亀裂等の大きさを推定するための類似箇所の試験結果等を用いた評価等の代替措置を講じること。その一つとして、オーステナイト系ステンレス鋼配管溶接部に対して超音波探傷試験を行う場合であって両方向から探傷することが不可能な部位に対して、探傷不可範囲の表面試験として探傷可能側から溶接金属部を透過させ、母材の内表面を試験することが可能な場合については、次の2.の規定に加え、日本電気協会電気技術規程「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程(JEAC4207-2016)」(以下「超音波探傷試験規程 2016」という。)の「4500 オーステナイ	1.維持規格の「IA-2360 接近性」の規定に基づき、構造上接近 又は検査が困難であるとして試験が行われない箇所について は、機器の構造等の設計的知見及び各種科学的知見を踏まえ、 想定される亀裂等を検知するための代替試験、亀裂等の大きさ を特定するための代替試験又は亀裂等の大きさを推定するため の類似箇所の試験結果等を用いた評価等の代替措置を講じる <u>こ</u> と。

ト系ステンレス鋼溶接金属部を透過させる探傷」を探傷不可範囲の表面試験として実施すること。

2. 超音波探傷試験の実施に当たっては、維持規格の「IA-2542 超音波探傷試験」の規定によらず、日本電気協会「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程 (JEAC4207-2008)」(以下「超音波探傷試験規程 2008」という。)、日本電気協会「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程 (JEAC4207-2008[2012 追補版])」(以下「超音波探傷試験規程 2008/2012」という。)又は超音波探傷試験規程 2016 (以下「超音波探傷試験規程」と総称する。)の規定に別紙6の要件を付した方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により行うこと。

ただし、2次クリーピング波法による有意なエコー(超音波探 傷試験規程において記録することとされているものをいう。)を 亀裂からのものではないと判断する場合にあっては、判定結果 について第三者を交えて評価する体制で行うなど客観性を確保 して行うこと。

また、亀裂等のサイジングは、超音波探傷試験規程に規定する 方法又は欠陥評価の保守性を考慮して十分な精度を有すると認 められた方法により行う<u>こと。ただし、オーステナイト系ステン</u> レス鋼管溶接部及び異種金属溶接部の欠陥深さ測定について は、以下に示す方法によること。 2. 超音波探傷試験の実施に当たっては、維持規格の「IA-2542 超音波探傷試験」の規定によらず、日本電気協会電気技術規程 JEAC4207-2008「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査に おける超音波探傷試験規程」又は日本電気協会電気技術規程 JEAC4207-2008[2012 追補版]「軽水型原子力発電所用機器の供用 期間中検査における超音波探傷試験規程」(以下「超音波探傷試 験規程」という。)の規定に別紙6の要件を付したものに規定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により行うこと。

ただし、2次クリーピング波法による有意なエコー(超音波探 傷試験規程において記録することとされているものをいう。)を 亀裂からのものではないと判断する場合にあっては、判定結果 について第三者を交えて評価する体制で行うなど客観性を確保 して行うこと。

また、亀裂等のサイジングは、超音波探傷試験規程に規定する 方法又は欠陥評価の保守性を考慮して十分な精度を有すると認 められた方法により行うこと。その際、低炭素ステンレス鋼管及 びSUS304管の応力腐食割れによる亀裂のサイジングを行 う場合にあっては、日本非破壊検査協会規格「超音波探傷試験シ ステムの性能実証における技術者の資格及び認証」(NDIS オーステナイト系ステンレス鋼管溶接部の応力腐食割れによる亀裂のサイジングを行う場合にあっては、日本非破壊検査協会規格「超音波探傷試験システムの性能実証における技術者の資格及び認証」(NDIS 0603:2005)(以下「超音波探傷試験システム認証 2005」という。)の附属書(規定)「軽水型原子力機器に対するPD資格試験」又は日本非破壊検査協会規格「超音波探傷試験システムの性能実証における技術者の資格及び認証」(NDIS 0603:2015)(以下「超音波探傷試験システム認証 2015」という。)の附属書A(規定)「軽水型原子力発電所用機器のオーステナイト系ステンレス鋼配管溶接部に対する亀裂高さ測定のPD資格試験」の規定に別紙6の要件を付したものに合格し認証を受けた超音波探傷試験技術者(以下「UT技術者」という。)が同規格により認証された探傷装置を用い同規格により認証された手順書に従って行う方法により行うこと。

異種金属溶接部の応力腐食割れによる亀裂のサイジングを行う場合にあっては、超音波探傷試験システム認証 2015 の附属書 C (規定)「軽水型原子力発電所用機器の異種金属溶接継手に対する亀裂高さ測定のPD資格試験」の規定に別紙6の要件を付したものに合格し認証を受けたUT技術者が同規格により認証された探傷装置を用い同規格により認証された手順書に従って行う方法により行うこと。

0603:2005)(以下「超音波探傷試験システム認証 2005」という。) の附属書(規定)「軽水型原子力機器に対するPD資格試験」又 は日本非破壊検査協会規格「超音波探傷試験システムの性能実 証における技術者の資格及び認証」(NDIS 0603:2015)(以下「超 音波探傷試験システム認証 2015 という。) の附属書A (規定) 「軽水型原子力発電所用機器のオーステナイト系ステンレス鋼 配管溶接部に対する亀裂高さ測定のPD資格試験」の規定に別 紙6の要件を付したものに合格し認証を受けた超音波探傷試験 技術者(以下「UT技術者」という。)が同規格により認証され た探傷装置を用い同規格により認証された手順書に従って行う 方法により行うこと。異種金属溶接継手の応力腐食割れによる 亀裂のサイジングを行う場合にあっては、超音波探傷試験シス テム認証 2015 の附属書C (規定) 「軽水型原子力発電所用機器 の異種金属溶接継手に対する亀裂高さ測定のPD資格試験」の 規定に別紙6の要件を付したものに合格し認証を受けたUT技 術者が同規格により認証された探傷装置を用い同規格により認 証された手順書に従って行う方法により行うこと。

 $3 \sim 10$ (略)

 $3 \sim 10$ (略)

(別紙6)

日本機械学会「維持規格」等の適用に当たって

この解釈において、維持規格(<u>表1</u>「「維持規格」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。)、超音波探傷試験規程(<u>表2</u>「「超音波探傷試験規程」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。)、日本電気協会「原子力発電所用機器における渦電流探傷試験指針(JEAG4217-2010)」(以下「<u>渦電流探傷試験指針2010</u>」という。)、日本電気協会「原子力発電所用機器における渦電流探傷試験指針(JEAG4217-2018)」(以下「渦電流探傷試験指針2018」という。)、日本電気協会「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針(JEAG4208-2012)」(以下「伝熱管渦流探傷試験指針」という。)又は超音波探傷試験システム認証2015の適用に当たっては、次のとおり要件を付すこととする。なお、技術基準規則第18条及び第21条の規定と維持規格等の規定との対応関係は、別表第6-1から第6-8までに掲げるところによる。

表1 「維持規格」正誤表一覧

(略)	(略)
(mb)	

(略)

(別紙6)

日本機械学会「維持規格」等の適用に当たって

この解釈において、維持規格(<u>次表</u>「「維持規格」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。)、超音波探傷試験規程(<u>次表</u>「「超音波探傷試験規程」正誤表一覧」に示す正誤表を含む。)、日本電気協会「原子力発電所用機器における渦電流探傷試験指針(JEAG4217-2010)」(以下「<u>渦電流探傷試験指針</u>」と<u>いう。)</u>、日本電気協会「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針(JEAG4208-2012)」(以下「伝熱管渦流探傷試験指針」という。)又は超音波探傷試験システム認証 2015 の適用に当たっては、次のとおり要件を付すこととする。

なお、技術基準規則第18条及び第21条の規定と維持規格等の規定との対応関係は<u>別表第6-1</u>から<u>第6-6</u>までに掲げるところによる。

表 「維持規格」正誤表一覧

	(略)	(略)
ı		

(略)

表 2	超音波探傷試験規程」』	三誤表一覧		<u>表</u>	「超音波探傷試験規程」	正誤表一覧
(略)	(略)		(略)		(略)	
(略)			(略)		·	
1 • 2 (略)			1 • 2	(略)		
3. 渦電流探傷試験	倹指針 2018		(新設)			
・次の表のとおり記	売み替える。					
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句				
<u>1200</u> 適用範囲	本指針は、原子力発	本指針は、原子力発				
	電所用機器のうち、	電所用機器のうち、				
	オーステナイト系ス	オーステナイト系ス				
	テンレス鋼及び高ニ	テンレス鋼及び高二				
	ッケル合金の母材部 及び溶接部並びに低	ツケル合金の母材部				
	合金鋼の母材部の上	及び溶接部並びに低 合金鋼の母材部(BWR				
	置プローブを用いた	の給水ノズルコーナ				
	温電流探傷試験に適	<u>のが </u>				
	用する。	ローブを用いた渦電				
	711 / 00	流探傷試験に適用す				
		<u>る。</u>				
2200 試験員及	非破壊試験-技術者	非破壊試験技術者の				
び試験評価員	の資格及び認証	資格及び認証(2013				
<u>(1)</u>	(2001 年版) 又は非破	<u>年版)</u>				
	壊試験技術者の資格					
	及び認証(2013年版)					
<u>2200</u> <u>試験員及</u>	非破壊試験一技術者	非破壊試験技術者の				

U	試験評価員	の資格及び認証	資格及び認証(2013	3
(2		(2001 年版) 又は非破	年版)	
	_	壊試験技術者の資格		
		及び認証(2013年版)		
23	<u> プローブ</u>	プローブには,必要	プローブには、必要	į į
(4	<u></u>	に応じて磁気飽和機	に応じて磁気飽和機	8
		能を備えてもよい。	能を備えてもよい	`
			(附属書Dは除く。)。	<u>)</u>
24	10 探傷器	JIS Z2314 渦流探傷	JIS Z2316-2 非破壊	<u> </u>
(1)探傷器の校正	器の性能測定方法	試験-渦電流試験-	-
方	法	<u>(1991年版)又はJIS</u>	第2部:渦電流試験	É
		<u>Z2316-2</u> 非破壊試験	器の特性及び検証	-
		一渦電流試験一第 2	(2014 年版) に従っ)
		部:渦電流試験器の	て測定し,以下を満	Ī
		特性及び検証 (2014	たすことを確認す	-
		年版) に従って測定	<u>る。</u>	
		し,以下を満たすこ		
		とを確認する。		
<u>27</u>	<u> 20</u>	所定の探傷範囲につ	所定の探傷範囲(オ	- 1
		いてプローブを走査	ーステナイト系ステ	- 1
		<u>する。</u>	ンレス鋼及び高ニッ	_
			ケル合金の母材部及	- 1
			び溶接部並びに附属	_
			書 D にあっては低合	- 1
			金鋼の母材部(BWRの	_
			給水ノズルコーナ部	- 1
			に限る。))について	_
			プローブを走査す	-
			<u>る。</u>	

4200 記録内容	渦電流探傷器の管理	渦電流探傷器の管理	
(2)記録内容	番号,プローブの管	番号、プローブの管	
g. 試験条件	理番号, 対比試験片	理番号及びインピー	
(e)校正記録	の管理番号	ダンス(製造時に計	
(i)使用機材		測した値),対比試験	
		片の管理番号	
附属書 A	試験周波数は,10kHz	試験周波数は,50kHz	
<u>A-2400</u> 試験周	<u>から1MHzの2種類以</u>	<u>から500kHzの2種類</u>	
<u>波数</u>	上の周波数とする。	以上の周波数とす	
		<u>る。</u>	
附属書 B	試験周波数は,10kHz	試験周波数は,	
B-2400 試験周	<u>から 1MHz の範囲で 2</u>	100kHz から 1MHz の	
<u>波数</u>	種類以上の周波数と	範囲で 2 種類以上の	
	<u>する。</u>	周波数とする。	
附属書 C	試験周波数は,10kHz	試験周波数は,20kHz	
<u>C-2400</u> 試験周	<u>から 1MHz の 2 種類以</u>	<u>から 100kHz の内の 2</u>	
<u>波数</u>	上の周波数とする。	種類以上の周波数と	
		<u>する。</u>	
附属書 D	試験周波数は,10kHz	試験周波数は, 欠陥	
D-2400 試験周	<u>から1MHzの2種類以</u>	検出性能及び欠陥長	
<u>波数</u>	上の周波数とする。	さ測定性能が国内確	
		認試験での試験結果	
		と同等以上であるこ	
		とが確認されたもの	
/A→→V \ _)	に限る。	
(解説-1200-3) 適	主な適用は、原子力	主な適用は、原子力	
<u>用</u>	発電所用機器におけ	発電所用機器におけ	
	る渦電流探傷試験指	る渦電流探傷試験指	
	針のうち維持規格の	針のうち維持規格の	

	表面試験とする。	MVT-1 試験の代替試
		<u>験とする。</u>
(解説-2520-3)試	また, 欠陥判定をす	_(削る)_
験中の位相角の	る際の信号識別に支	
変動幅	<u>障がないことが確認</u>	
	されている場合の例	
	としては,附属書Dに	
	示す手順で確認され	
	た10°以内がある。	

4. 渦電流探傷試験指針 2010

・次の表のとおり読み替える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>4200</u> <u>記録内容</u>	渦電流探傷器の管理	渦電流探傷器の管理
(2)記録内容	番号,プローブの管	番号,プローブの管
g. 試験条件	理番号, 対比試験片	理番号及びインピー
(e)校正記録	の管理番号	ダンス (製造時に計
(i)使用機材		測した値), 対比試験
		片の管理番号
(略)	(略)	(略)

5. 超音波探傷試験規程 2016

・次の表のとおり読み替える。

П			
	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
l	1320 関連規格	非破壊試験-技術者	非破壊試験技術者の
	(4) JIS Z 2305	の資格及び認証	資格及び認証(2013

3. 渦電流探傷試験指針

・次の表のとおり読み替える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(即久)	(即久)
(昨台)	(略)	(略)

		(2001 年版) または非	年版)	
		破壊試験技術者の資	<u> 1 /VA/</u>	
		検及び認証(2013年		
ı		版)		
	2340 対比試験	<u> </u>	本規程(改定版を含	
	<u>片</u>	む)の発行以前に製	む)の発行以前に製作された場合	
		作され使用してきて	作され使用に当たっ	
		いるもの、又は使用	て技術上問題ないと	
		にあたって技術上問	評価されるもの	
		題ないと評価される		
		<u>もの</u>		
	<u>2520</u> 調整方法	DAC 曲線上のいずれ	DAC 曲線上のいずれ	
	(2) 基準感度の調	かの点が振幅の 20%	かの点が振幅の 20%	
	<u>整</u>	<u>又は 2dB を超える変</u>	又は 2dB 以上下がっ	
	<u>b.</u>	動があった場合	ていた場合、あるい	
			<u>は 20%又は 2dB を超</u>	
			えて上がっていた場	
			<u>合</u>	
	2711 記録,採取	ボルトのネジ部から	ボルトのネジ部から	
	手順	のエコーなど定常的	のエコーなど定常的	
	<u>(3)</u> 手動探傷の場	に検出され、明確に	に検出され、明確に	
	<u>合</u>	形状エコーと判断で	形状エコーと判断で	
	<u>h.</u>	きるものについて	きるものについて	
		は、その代表例と検	は、その周辺で検出	
		出範囲を記録する。	される他のエコーと	
		<u> </u>	ともに、その代表例	
			と検出範囲を記録す	
			<u> </u>	
	「表-2712-1 UT	記録対象外	<u> 30。</u> 垂直法の場合は記録	
	「 <u>我</u> ~2/12~1 UI	<u>市上兆入り多次プト</u>	<u> 単国伝り場合は記録</u>	

指示エコーの分		対象外
<u>類」の区分2に示</u> す底面エコーの		
備考欄		
「表-2712-1 UT	記録対象外	<u>(削る)</u>
指示エコーの分		
<u>類」の区分2に</u> 示す側面エコ		
<u> </u>		
及び遅れエコー		
<u>の各備考欄</u>	四班)云河纽县44月17	反八022二十点 五~
<u>「表-2712-1 UT</u> 指示エコーの分	明確に記録対象外に 分類されるエコーと	<u>区分 2 に示す底面エ</u> コー (垂直法を除
類」	判断できる場合に	く。), 側面エコー,
(補足)2.	は、記録を要しな	端面エコー及び遅れ
	<u>V</u>	エコーについては、
		過去に記録されてい る指示エコーの分類
		から変更の必要がな
		い場合は記録を要し
0.700 L. 17h L. VI.	/// PT ##### - 1 / 2 -	ない。
<u>2720</u> <u>欠陥寸法</u> 測定	<u>供用期間中検査にお</u> いて超音波探傷試験	<u>供用期間中検査にお</u> いて超音波探傷試験
	を行った結果、反射	を行った結果、反射
	源が欠陥に基づくも	源が新たに検出され
	<u>のについては,</u>	たもの及び反射源か
		<u>らのエコーが供用前</u> 検査又は以前の供用
		期間中検査における

T			エコーと比較して変		
			化が認められるもの		
			については,		
4.0	100 町体の外	上 コニ上ノーズコ		4	
	200 配管の突	オーステナイト系ス	オーステナイト系ス		
	せ溶接継手	テンレス鋼溶接金属	テンレス鋼配管溶接		
		部を透過させる探傷	部を両方向から探傷		
		<u> 方法については 4500</u>	することが不可能な		
		項による。	部位に,探傷可能側		
			から溶接金属部を透		
			過させ、母材の内表		
			面を試験することを		
			目的とした探傷方法		
			については 4500 項		
			による。		
42	211 縦波斜角	縦波斜角法による場	縦波斜角法による場		
	の校正用反射	合(オーステナイト	合(オーステナイト		
体	;	系ステンレス鋼溶接	系ステンレス鋼溶接		
	_	金属部を透過させる	金属部を透過させる		
		探傷を除く)には、	探傷を除く)には,		
		横穴に加えてノッチ	横穴に加えてノッチ		
		を使用し、深さは板	を使用し、深さは板		
		厚の 10%以内, 長さ	厚の 5%以内又は		
		は 40mm 以上とす	1mm, 長さは 40mm 以		
		<u>る。</u>	上とする。		
12	212 2次クリ	なお、基準とするノ	なお、基準とするノ	-	
	<u>- 2 00 / 1</u> ·ピング波法の	ッチの深さは試験部	<u>なる, <u></u> <u> </u></u>		
	比試験片の形	の厚さの 5%以下又は	の厚さの 5%以内又は		
状		<u>の厚さの3点以下文は</u> 1.0mm, 長さは使用	1mm±0.1mm, 長さは		
1/	<u>-</u>	1.0㎜, 長さは使用 する振動子寸法以上			
		9 の派動于り伝以上	振動子幅以上とし対		

	の長さを持つものと	比試験片の幅が振動
	する。	子幅よりも十分大き
		いものとする。
4221 一般	ただし、垂直法につ	ただし、過去に、現
	<u>いては、過去に、現</u>	在の校正方法・記録
	在の校正方法・記録	レベルが同一の条件
	レベルが同一の条件	で探傷した ISI 等の
	で探傷した ISI 等の	客観的記録があり,
	客観的記録があり,	要記録エコーが記録
	要記録エコーが記録	されていない部位に
	されていない部位に	ついては斜角法のみ
	ついては斜角法のみ	<u>とするが、厚さ方向</u>
	<u>とする。</u>	の応力分布が変化す
		るような施工が行わ
		れた場合は再度垂直
		<u>法を行う。</u>
<u>4265</u> 探触子の	斜角探傷で検出され	斜角探傷で検出され
走査範囲	た指示の範囲	た指示の範囲
	<u>(DAC20%を超える指</u>	<u>(DAC20%を超える指</u>
	示範囲)にわたって	<u>示範囲)にわたって</u>
	<u>走査する。</u>	走査する。ただし、
		2 次クリーピング波
		が観察された場合は
		前記指示範囲に関係
		なく,2次クリーピ
		ング波が消失するま
		での範囲にわたって
4007 FT/T	+ + 1 0 1/4 + 11	走査する。
4267 評価	<u>ただし,2次クリー</u>	ただし、2次クリー

	202 28242/L2 2 2 2 Ad	, 0, 187471.7- 1 - 11-
	ピング波法により斜	<u>ピング波法による指</u>
	角法の測定誤差が改	示長さと斜角法によ
	善されるような場合	る指示長さとの差の
	にあっては、2次ク	部分について欠陥で
	リーピング波法の指	ないとする合理的な
	示長さを採用しても	説明ができる場合
	よい。	は,2次クリーピン
		グ波法の指示長さを
		採用してもよい。
4270 フェーズ	フェーズドアレイ技	<u>フェーズドアレイ技</u>
ドアレイ技術を	術を用いた探傷を行	術を用いた探傷を行
用いた探傷方法	う場合には、フェー	う場合には,フェー
	ズドアレイ探傷装置	ズドアレイ探傷装置
	を用い、画像表示等	を用い、画像表示等
	が可能なものとす	が可能なものとす
	<u>る。フェーズドア</u> レ	る。
	で使用する機材等の	
	性能等については,	
	独自に設定してもよ	
	ν _ο	
4273 探触子の	<u></u> 斜角探傷で検出され	斜角探傷で検出され
走査範囲	た指示の範囲	た指示の範囲
	(DAC20%を超える指	
	示範囲)にわたって	示範囲)にわたって
	走査する。	走査する。ただし、
	/C111 / 00	2次クリーピング波
		が確認されている場
		合は当該指示範囲に

			加えて2次クリーピ	
			ング波が消失するま	
			での範囲にわたって	
			走査する。	
4320	対比試験	対比試験片は,校正	<u>た且りる。</u> 対比試験片は,校正	
	<u> </u>	用反射体としてノッ	用反射体としてノッ	
<u>片</u> (1)		用反射体としてアッ チを設ける。ノッチ		
(1)			<u>チを設ける。ノッチ</u> の深さは試験部厚さ	
		の深さは試験部厚さ		
		の10%を目標とし,	の 10%を目標とし,	
		長さは少なくとも使	長さは振動子幅以上	
		用する探触子の振動	とし対比試験片の幅	
		子幅以上とする。	が振動子幅よりも十	
			分大きいものとす	
4050	= -1 /=1		<u>3.</u>	
<u>4350</u>	<u>記録</u>	ここでノイズレベル	ノイズレベル以下で	
		を超えて検出された	あっても反射源とし	
		指示とは、健全部の	て識別可能なものに	
		探傷波形と比較して	ついては記録対象と	
		概ね2倍以上の信号	<u>する。</u>	
		(SN 比 2 以上)とす		
		るが、それ以下であ		
		っても反射源として		
		識別可能なものにつ		
		いては記録対象とす		
	,,,,	<u>3.</u>	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	
4420	対比試験	対比試験片は,校正	対比試験片は,校正	
片		用反射体としてノッ	用反射体としてノッ	
<u>(1)</u>		チを設ける。ノッチ	チを設ける。ノッチ	
		の深さは試験部厚さ	の深さは試験部厚さ	

	の 10%を目標とし,	の 10%を目標とし,
	長さは少なくとも使	長さは振動子幅以上
	用する探触子の振動	とし対比試験片の幅
	<u>ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハ</u>	が振動子幅よりも十
	<u>1 押公工で) の。</u>	分大きいものとす
		<u>カバさく 6のと /</u> る。
4510 探触子	周波数は1~3MHz と	<u>-3。</u> 周波数は1∼3MHzと
(1) (1)	し、広帯域型又はコ	し、広帯域型又は広
(1)	ンポジット型を用い	帯域型(コンポジッ
	る。	
4500 +LU-3+FA		<u>ト型)を用いる。</u>
<u>4520</u> 対比試験	対比試験片には、縦	対比試験片には、縦
<u>片</u>	波を用いる場合はノ	波を用いる場合はノ
	ッチを、横波を用い	ッチを、横波を用い
	る場合は横穴を設け	る場合は横穴を設け
	る。ノッチの深さは	る。ノッチの深さは
	1mm とし, その加工	<u>1mm とし,その加工</u>
	精度は、ノッチの深	精度は,ノッチの深
	<u>さの±10%とする。</u>	さの±10%とする。
	<u>ノッチの長さは少な</u>	<u>ノッチの長さは振動</u>
	くとも使用する振動	子幅以上とし対比試
	子幅以上とする。な	験片の幅が振動子幅
	<u>お、ここでいう横穴</u>	よりも十分大きいも
	とは、本文の2340	のとする。なお、こ
	項で規定する横穴を	こでいう横穴とは,
	指す。	本文の 2340 項で規
		定する横穴を指す。
4560 記録	欠陥指示長さを除	欠陥指示長さは次の
	き, 2710 項に示す要	<u>(1)</u> を適用し,2710
	領に準じて、要記録	項に示す要領に準じ

	エコーに対する必要	て必要事項を記録す	
	事項を記録する。	る。ただし、要記録	
	<u> </u>	エコー以外の指示エ	
		コーのうち、他の探	
		<u> 1 の 月 日 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日</u>	
		れ記録されているものはいるものはいると	
1 1000 LILL-TR	ウ四ケルムフレスの	のは除く。	
<u>A-1223</u> 端部工	容器管台内面丸みの	容器管台内面丸みの	
<u>コー法</u>	部分を管台内面側か	部分を管台内面側か	
<u>(4)</u>	ら測定する場合であ	ら測定する場合であ	
	って、探触子が接触	って、管台内面テー	
	する面の直径が	パ部の探触子が接触	
	698.5mm(管台内	する面と胴内面との	
	径),管台内面の丸	交点における短径が	
	みの部分の曲率半径	698.5mmの長円穴,	
	が 133mm のもの	管台内面の丸みの部	
		分の曲率半径が	
		133mm のもの	
A-1224 TOFD 法	管台内面側から測定	管台内面側から測定	
(4)容器管台内面	する場合であって、	する場合であって,	
の丸みの部分	探触子が接触する面	管台内面テーパ部の	
b.	の直径(管台内径)が	探触子が接触する面	
	698.5mm, 管台内面	と胴内面との交点に	
	の丸みの部分の曲率	おける短径が	
	半径が 133mm のもの	<u>490/ 5 歴度が</u> 698.5mm の長円穴,	
		管台内面の丸みの部	
		分の曲率半径が	
		<u> 万の曲学十年が</u> 133mm のもの	
A 5200 +226h →			1
<u>A-5322</u> 探触子	探触子は,広帯域	探触子は,広帯域型	

(1)	(又はコンポジッ	又は広帯域型(コン	
	ト)型縦波探触子と	ポジット型)縦波探	
	する。また、特殊な	触子とする。また、	
	場合を除き、非集束	特殊な場合を除き、	
	型探触子とする。	非集束型探触子とす	
		<u>る。</u>	
A-5522 探触子	探触子は,管台外面	探触子は,管台外面	
(1)	側から測定する場合	側から測定する場合	
	は狭帯域型,広帯域	は狭帯域型,広帯域	
	型又はコンポジット	型又は広帯域型(コ	
	型縦波探触子とし,	ンポジット型)縦波	
	管台内面側から測定	探触子とし,管台内	
	する場合は広帯域型	面側から測定する場	
	又はコンポジット型	合は広帯域型(コン	
	縦波探触子とする。	ポジット型) 縦波探	
	また、特殊な場合を	触子とする。また、	
	除き,非集束型探触	特殊な場合を除き,	
	子とする。	非集束型探触子とす	
		<u>る。</u>	
<u>C-1500</u> 試験評	試験評価員は,2200	試験評価員は,2200	
価員及び試験員	項を満足することに	項を満足することに	
<u>(1)</u>	加えて,使用するフ	加えて,使用するフ	
	ェーズドアレイ技術	ェーズドアレイ技術	
	について知識を有す	及び使用する装置に	
	る者とする。	ついての知識を有す	
		<u>る者とする。</u>	
(解説-2200-1)	試験面の処理(ミガ	試験面の処理(ミガ	
試験評価員及び	キ等), 基準線のマ	キ等), 基準線のマ	
試験員	<u>ーキング、データメ</u>	<u>ーキング、データメ</u>	

無資格者であっ	モ, 記録作成, 後処	モ,後処理,機材の	
ても可能な作業	理,機材の整備(探	整備(探傷器の清	
	傷器の清掃,対比試	掃,対比試験片の清	
	験片の清掃・錆落と	掃・錆落とし等),	
	し等), 自動探傷の	自動探傷の場合の装	
	場合の装置設置・調	置設置・調整・操作	
	整・操作(感度校正	(感度校正に関する	
	に関する部分を除	部分を除く)	
	<)		
(解説-2200-1)	機材の点検・性能確	機材の点検・性能確	
試験評価員及び	認実施, 感度校正,	認実施, 感度校正,	
試験員	探傷、探傷時のエコ	探傷、探傷時のエコ	
試験員	一の判定,記録作	一の分類, 記録作	
	成、規定に基づくエ	成、規定に基づくエ	
	コーの分類	コーの分類	
(解説-2200-1)	機材の点検・性能確	機材の点検・性能確	
試験評価員及び	認結果の承認,規定	認結果の検証,検出	
試験員	によらないエコーの	結果の解釈・評価,	
試験評価員	分類,検査結果の承	試験記録の報告	
	認		
解説表-2712-1	適用規格によって不	指示エコーが製造時	
エコー分類	合格と判定される場	の非破壊試験で許容	
(22/23)	合には、「欠陥エコ	された欠陥からのも	
	<u>ー」とする。</u>	のであることが明ら	
		かでない場合又は変	
		化が認められる場合	
		は、「欠陥エコー」	
<i>t</i> →¬V		とする。	
解説表-2712-1	反射源が不連続部	反射源が不連続部	

	1	T	
<u>エコー分類</u>	で、適用規格によっ	で, 供用期間中検査	
(23/23)	て不合格とされるも	で新たに検出された	
	<u>O.</u>	指示エコー又は製造	
		時の非破壊試験で許	
		容された欠陥からの	
		ものであることが明	
		らかでない若しくは	
		変化が認められる指	
		<u> 示エコー。</u>	
(解説-2720-1)	供用期間中検査にお	UTS では, 解説表-	
欠陥寸法測定を	いて、進展性のある	2720-1 に示す結果が	
行う場合	反射源等の有意な欠	得られており、統計	
<u> 11 / 301 </u>	陥と判断される場合	 	
	には、欠陥長さ及び	<u> </u>	
	深さを測定し、評価	<u>赤 90%の / </u>	
	することが維持規格	<u> </u>	
	で求められている。		
	進展性の有無は、機		
	器の製造時の記録,		
	過去のトラブル事		
	例、欠陥指示の反射		
	源位置,超音波探傷		
	試験による検出性等		
	の実証試験データ,		
	他の非破壊試験方法		
	による補足試験結果		
	(屈折角度,走査間		
	隔等を変えた超音波		
	探傷試験,他の手法		

による非破壊試験	
等) 等を参考に, 供用	
期間中における欠陥	
の発生, 進展によっ	
て生じた変化である	
かが総合的に判断さ	
れる。なお、UTSでは、	
解説表-2720-1 に示	
<u>す結果が得られてお</u>	
<u>り,統計学上は2σの</u>	
範囲に約 96%のデー	
タが含まれる。維持	
規格では、欠陥エコ	
福指示)が溶接部に	
ある場合で、その位	
時に溶接部の内部に	
生じたものと判断さ	
れ、溶接部の判定基	
適合するものについ	
ては、欠陥深さ寸法	
測定は求められてい	
ない。ただし、欠陥が	
表面にある場合など	
で、割れか否かの判	
断が付かない場合に	
は欠陥深さ寸法測定	
	1

	<u>を行う。</u>	
(解説-4420-1)	UTS においてオース	UTS においてオース
校正用反射体(ノ	テナイト系ステンレ	テナイト系ステンレ
<u>ッチ)</u>	ス鋳鋼溶接継手付き	ス鋳鋼溶接継手付き
	試験体に付与された	試験体に付与された
	ノッチの検出可能な	ノッチの検出可能な
	最小深さを解説表-	最小深さを解説表-
	4420-1 に示す。これ	4420-1 に示す。
	によれば,一部を除	
	き試験部厚さの 10%	
	のノッチが検出可能	
	であることから, UTS	
	の成果を反映し,内	
	表面近傍の欠陥(開	
	口亀裂)検出を対象	
	とした感度校正には	
	これを用いることと	
	した。	
L	l .	

- ・「2730 試験結果の評価」は、適用除外とする。
- ・「図-3200-10 突合せ溶接継手に対する走査範囲(体積試験範囲の厚さが T の場合)」の(備考)3.は、適用除外とする。
- ・「図-3200-11 突合せ溶接継手に対する走査範囲(体積試験範囲の厚さが T/3 の場合)」の(備考) 3. は、適用除外とする。
- ・「図-4200-9 突合せ溶接継手に対する走査範囲(体積試験範囲の厚さが T の場合)」の(備考) 3. は、適用除外とする。
- ・「図-4200-10 突合せ溶接継手に対する走査範囲(体積試験範囲の厚さが T/3 の場合)」の(備考) 3. は、適用除外とする。

- ・「(解説 A-1300-1) 試験評価員及び試験員の資格」の「(3)試 験補助員」は、適用除外とする。
- 6. 超音波探傷試験規程 2008 及び超音波探傷試験規程 2008/2012 4. 超音波探傷試験規程
- ・次の表のとおり読み替える。

_	No X o C 40 7 District To 00					
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句				
(削る)	(削る)	(削る)				
(削る)	(削る)	(削る)				
2340 対比試験	本規程(改訂版を含	本規程(改訂版を含				
<u>片</u>	む) の発行以前に製作	む) の発行以前に製				

・次の表のとおり読み替える。

	, , , - 9	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
解説表-2712-1	適用規格によって不	指示エコーが製造
エコー分類	合格と判定される場	時の非破壊試験で
(22/23)	合には、「欠陥エコー」	許容された欠陥か
	<u>とする。</u>	らのものであるこ
		とが明らかでない
		場合または変化が
		認められる場合は,
		「欠陥エコー」とす
		<u>る。</u>
解説表-2712-1	反射源が不連続部で,	反射源が不連続部
<u>エコー分類</u>	適用規格によって不	で, 供用期間中検査
(23/23)	合格とされるもの。	で新たに検出され
		た指示エコーまた
		は製造時の非破壊
		試験で許容された
		欠陥からのもので
		あることが明らか
		でないまたは変化
		が認められる指示
	(1)	エコーのもの。
(新設)	(新設)	(新設)

2720 欠陥寸法 測定	され使用してきているもの、又は使用にあたって技術上問題ないと評価されるもの 供用期間中検査において超音波探傷試験を行った結果、反射源が欠陥に基づくものについては、	って技術上問題な いと評価されるも の 供用期間中検査に おいて超音波探傷 試験を行った結果,	2720 測定	欠陥寸法	供用期間中検査において超音波探傷試験を行った結果,反射源が欠陥に基づくものについては,	供お試験別さに 中音でである 中音でである 中音でである を行がたがたがは中コ化で がは中コ化の がは中コ化の がは中コ化の である がはいる がはいる がはいる がはいる がはいる がはいる がはいる がはいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる が
2721 クラス 1 (第 1 種)機器 (削る)	維持規格の EB-1300 項 (JEAC 4205 の A-3000 項)に基づき欠陥評価 を行う場合であって, 欠陥指示が溶接規格 に適合しない場合に は,欠陥深さ寸法測定 を行う。 (削る)	維持規格のEB-1300 項に基づき欠陥評 価を行うためには, 欠陥深さ寸法測定	(第1章	クラス 1 種)機器 说 -2721-1 示が溶接	維持規格の EC-1300 項 (JEAC4205 の A-3000 項)に基づき欠陥評価 を行う場合であって, 欠陥指示が溶接規格 に適合しない場合に は,欠陥深さ寸法測定 を行う。 溶接規格に適合する 欠陥指示とは,その位	維持規格のEB-1300 項に基づき欠陥評
			部にあ	<u>る場合)</u>	置などから溶接施工 時に溶接部の内部に 生じたものと判断さ	

	基準 に適 、
2722 クラス 2(第3種)機器維持規格の EC-1200 項 (JEAC 4205 の A-3000 項)に適合しない場合 で, EA-3000「評価の一般規定」に基づいて欠 陥評価を行う場合には、欠陥深さ寸法測定を行う。供用前検査又は以 査の結果と比較して変化が認められる場合及び新たに 検出された場合には、欠陥深さ寸法測定を行うために欠陥深さ寸法測定を行う。2722 クラス (JEAC 4205 の A-3000「正確のしない場合で、EA-3000「評価のので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価のので、EA-3000「評価のので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価ので、EA-3000「評価のので、EA-3000」で、EA-3000「評価のので、EA-3000「評価のので、EA-3000「評価のので、EA-3000」で、EA-3000「評価のので、EA-3000」で、EA-3000「評価のので、EA-3000で、EA-300ので、EA-3000で、EA-300ので、EA-3000で、EA-300ので、	-3000 以前の供用期間中 場合 検査の結果と比較 高の一 して変化が認めら って欠 れる場合 <u>および</u> 新 合に たに検出された場

対比試験片の形 <u>状</u>	の 5%以内又は 1mm±0.1mm, 長さは使用する振動子寸法以上の長さを持つものとする。	厚さの 5%以内又は 1mm±0.1mm, 長さは 振動子幅以上とし 対比試験片の幅が 振動子幅よりも十 分大きいものとす る。			
4221 一般	(略)	(略)	4221 一般	(略)	(略)
4265 探触子の 走査範囲	斜角探傷で検出され た指示の範囲 (DAC20% を超える指示範囲) に わたって走査する。	斜角探傷で検出された指示の範囲 (DAC20%を超える 指示範囲)にわたっ て走査する。ただし、2次クリーピン グ波が観察された 場合は前記指示範 囲に関係なく、2次 クリーピング波が 消失するまでの範 囲にわたって走査 する。	(新設)	(新設)	(新設)
4273 探触子の 走査範囲	斜角探傷で検出され た指示の範囲 (DAC20% を超える指示範囲) に わたって走査する。	対角探傷で検出された指示の範囲れた指示の範囲(DAC20%を超える指示範囲)にわたって走査する。ただし、2次クリーピング波が確認されている場合は当該指	(新設)	(新設)	(新設)

		<u>示範囲に加えて 2</u> <u>次クリーピング波</u> <u>が消失するまでの</u> <u>範囲にわたって走</u> <u>査する。</u>			
4350 記録	内表面近傍の欠陥検 出を対象とする探傷 の場合は、ノイズレベ ルを超えて検出され た指示について、全て の指示を記録するこ と。指示長さの測定方 法は指示が検出不可 となる範囲の長さを 記録する。	内表面近傍の欠陥 検出を対象とオイ 大高が象とは、イス 検出の場合は、イス 検出の場合を超えた。 検出で、全でした。 検出で、全でした。 が検出で、全でした。 が検囲のが検囲のでは、でした。 が表して、でしたのにでした。 でして、でしてものになるが象とする。	(新設)	(新設)	(新設)
A-1223 端部工 コー法 (4)	容器管台内面丸みの 部分を管台内面側から測定する場合であって,探触子が接触する面(管台の丸み部) の直径及び曲率半径が698mm(管台内径), R133mm(管台内面の丸	容器管台内面丸み の部分を管台内面 側から測定する場 合であって,管台内 面テーパ部の探触 子が接触する面と 胴内面との交点に おける短径が	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>みの部分の曲率半径)</u> <u>のもの</u>	698.5mmの長円穴, 管台内面の丸みの 部分の曲率半径が			
<u>A-1224 TOFD 法</u> (4) 容器管台内面 の丸みの部分 b.	管台内面側から測定 する場合,探触子が接 触する面(管台の丸み の部分)の直径及び曲 率半径が 698mm(管台	133mm のもの 管台内面側から測 定する場合であっ て, 管台内面テーパ 部の探触子が接触 する面と胴内面と	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>中午住が 696mm (官日</u> <u>内径), R133mm (管台内</u> <u>面の丸みの部分の曲</u> <u>率半径) のもの</u>	の交点における短			
C-1500 試験評 価員及び試験員 (1)	試験評価員は,2200項 を満足することに加 えて,使用するフェー ズドアレイ技術につ いて知識を有する者 とする。	試験評価員は,2200 項を満足すること に加えて,使用する フェーズドアレイ 技術及び使用する 装置についての知 識を有する者とす	(新設)	(新設)	(新設)
(解説-2200-1) 試験評価員及び 試験員 無資格者であっ ても可能な作業	試験面の処理(ミガキ等),基準線のマーキング,データメモ,記録作成,後処理,機材の整備(探傷器の清掃,対比試験片の清掃・錆落とし等),自動	ーキング, データメモ,後処理,機材の整備(探傷器の清	(新設)	(新設)	(新設)

(解説-2200-1) <u>試験評価員及び</u> <u>試験員</u> <u>試験員</u>	探傷の場合の装置設置・調整・操作(感度校正に関する部分を除く) 機材の点検・性能確認実施,感度校正,探傷,探傷時のエコーの判定,記録作成,規定に基づくエコーの分類	動探傷の場合の装置設置・調整・操作 (感度校正に関する部分を除く) 機材の点検・性能確認実施、感度校正、探傷、探傷時のエコーの分類、記録作成、規定に基づくエコーの分類	(新設)	(新設)	(新設)
(解説-2200-1) 試験評価員及び 試験員 試験評価員	機材の点検・性能確認 結果の承認、規定によ らないエコーの分類、 検査結果の承認	機材の点検・性能確 認結果の検証,検出 結果の解釈・評価, 試験記録の報告	(新設)	(新設)	(新設)
<u>解説表-2712-1</u> エ <u>コ ー 分 類</u> <u>(22/23)</u>	適用規格によって不 合格と判定される場 合には、「欠陥エコー」 とする。	指示エコーが製造 時の非破壊試験で 許容された欠陥か らのものであるこ とが明らかでない 場合又は変化が認 められる場合は, 「欠陥エコー」とす る。		(新政)	(利益)
解説表-2712-1 エ コ ー 分 類 (23/23)	反射源が不連続部で, 適用規格によって不 合格とされるもの。	反射源が不連続部で,供用期間中検査で新たに検出された指示エコー又は製造時の非破壊試験で許容された欠	(新設)	(新設)	(新設)

(解説-2721-1) 欠陥指示が溶接 部にある場合	溶接規格に適合する 欠陥指示とは、その位置などから溶接施工 時に溶接部の内部に 生じたものと判断され、溶接部の判定基準である溶接規格にごとれ、溶接部の判定基準であるを言い、であるを言い、であるを言い、である。 別定は実施しない、には、大陥が表面にある場合、欠陥が表面にある場合、関にない欠陥が表面にある場合などで、割れかない場合などで、割れかない場合などで、割れかない場合などで、割れかない場合などで、割れかない場合などで、割れかない場合などで、割れかない場合などで、割れかない場合などで、割れかないは、大阪の対象とした。	陥からのものであることが明らかでない若しくは変化が認められる指示エコー。 有意な差とは、	-	(新設)	(新設)	(新設)
(解説-2721-1) 欠陥指示が溶接 部にある場合	<u>有意な差とは,</u> 供用期間中における 欠陥の発生,進展によって生じた変化	供用期間中における欠陥の発生または欠陥の進展によって生じた変化		(新設)	(新設)	(新設)

(解説-4410-1) 校正用反射体(ノ ッチ) 対象をはいてオーステナイト系ステンレス 鋳鋼溶接継手付き試験体に付与 験体に付与されたノッチの検出可能な最小深さを解説表ー 4420-1に示す。これによれば、一部を除き試験部厚さの10%のノッチが検出可能であることから、UTSの成果を反映し、内表面近傍の欠陥(開口き裂)検出を対象とした感度校正にはこれを用いることとした。	(新設) (新設)
・「2730 試験結果の評価」は、適用除外とする。	・「2730 試験結果の評価」は、適用除外とする。
・「図-3200-10 突合せ溶接継手に対する走査範囲(体積試験範	(新設)
囲の厚さが T の場合)」の(備考)3. は、適用除外とする。	(Ar = 11.)
・「図-3200-11 突合せ溶接継手に対する走査範囲(体積試験範囲の厚さが T/3 の場合)」の(備考)3. は、適用除外とする。	(新設)
- 「図-4200-9 突合せ溶接継手に対する走査範囲(体積試験範囲	(新設)
の厚さが T の場合)」の(備考) 3. は、適用除外とする。	
・「図-4200-10 突合せ溶接継手に対する走査範囲(体積試験範	(新設)
囲の厚さが T/3 の場合)」の(備考)3. は、適用除外とする。	
・「解説 A-1300 試験評価員及び試験員の資格」の「(3)試験補	(新設)

助員」は、適用除外とする。

7. 伝熱管渦流探傷試験指針

(略)

8. 超音波探傷試験システム認証 2015

(略)

別表第6-1 技術基準規則の規定と維持規格 2012 年版 (2013 年追補及び 2014 年追補を含む。) の規定との対応関係

注記

- ① 対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号(末尾が00のもの)は適用される。
- ② (略)

(略)

別表第6-2 技術基準規則の規定と維持規格 2008 年版の規定 との対応関係

注記

- ① 対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号(末尾が00のもの)は適用される。
- ② (略)

(略)

5. 伝熱管渦流探傷試験指針

(略)

6. 超音波探傷試験システム認証 2015

(略)

別表第6-1 技術基準規則の規定と維持規格 2012 年版 (2013 年追補及び 2014 年追補を含む。) の規定との対応関係

注記

- ① 対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号(末尾が00,000のもの)は適用される。
- ② (略)

(略)

別表第6-2 技術基準規則の規定と維持規格 2008 年版の規定 との対応関係

注記

- ① 対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号(末尾が00,000のもの)は適用される。
- ② (略)

(略)

<u>別表第6-3</u> 技術基準規則の規定と渦電流探傷試験指針 2018 の規定との対応関係

注記

対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号(末尾が00のもの)は適用される。

技術基	<u> </u>			所用機器に	
<u>準規則</u>	<u>電</u>	<u>流探傷試験</u>	:指針(JEA	G4217-201	8) _
(使用中の	2010	<u>A-2300</u>	B-2300	C-2300	D-2300
<u> 亀裂等によ</u>	<u>2110</u>	<u>A-2400</u>	<u>B-2400</u>	<u>C-2400</u>	<u>D-2400</u>
<u>る破壊の防</u> 止)	<u>2120</u>	<u>A-2510</u>	<u>B-2510</u>	<u>C-2510</u>	<u>D-2510</u>
第 1 8 条	<u>2200</u>	<u>A-2520</u>	<u>B-2520</u>	<u>C-2520</u>	<u>D-2520</u>
使用中の	<u>2310</u>	<u>A-3100</u>	<u>B-3100</u>	<u>C-2530</u>	<u>D-2530</u>
<u>クラス1</u> 	<u>2320</u>	<u>A-3200</u>	<u>B-3200</u>	<u>C-3100</u>	<u>D-3100</u>
<u>機器、ク</u> ラス1支	<u>2330</u>	<u>A-3300</u>	<u>B-3300</u>	<u>C-3200</u>	<u>D-3200</u>
持構造	<u>2340</u>			<u>C-3300</u>	<u>D-3300</u>
<u>物、クラ</u>	<u>2410</u>				
ス 2 機	<u>2420</u>				
<u>器、クラ</u> ス2支持	<u>2510</u>				
構造物、	<u>2520</u>				
<u>クラス3</u>	<u>2600</u>				
機器、ク	<u>2710</u>				
<u>ラス4</u> 管、原子	<u>2720</u>				
炉格納容	<u>3100</u>				

(新設)

器、原子	3200
炉格納容	3300
器支持構	
造物及び	
炉心支持	
構造物に	
は、その	
破壊を引	
き起こす	
亀裂その	
他の欠陥	
があって	
はならな	
V \o	

別表第6-4 技術基準規則の規定と渦電流探傷試験指針 2010 の規定との対応関係

注記

対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番 号(末尾が00のもの)は適用される。

技術基	(略)
準規則	
(略)	(略)

別表第6-3 技術基準規則の規定と渦電流探傷試験指針の規 定との対応関係

注記

- ① 対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格
- 番号 (末尾が 00, 000 のもの) は適用される。
 ② 1 の位の規格番号で適用しないものがある場合は、適用されるものを()で限定。

<u>規則</u>	(略)
(略)	(略)

別表第6-5 技術基準規則の規定と超音波探傷試験規程 2016

の規定との対応関係

注記

対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号(末尾が00のもの)は適用される。

技術基	日本	電気協	会「軭	E 水型原	京子力	発電所	用機器	の供用	期間
	<u> </u>	検査に	こおける	る超音	波探傷	試験規	見程(J	EAC420)7–
準規則				4	2016) 」	_			
(使用	201	361	<u>A-</u>	<u>A</u> -	<u>A-</u>	<u>A-</u>	<u>B</u> -	<u>C</u> -	<u>D</u> –
中の亀	0	<u>0</u>	130	<u>361</u>	471	<u>570</u>	211	<u>150</u>	210
裂等に	211	<u>0</u> 362	0	0	0	0	<u>0</u> <u>B-</u>	<u>0</u>	D- 210 0 D- 220 0 D-
<u>よる破</u>	0	<u>0</u>	A-	<u>A</u> -	<u>A-</u>	<u>A-</u>	<u>B-</u>	<u>C-</u>	<u>D-</u>
壊の防	212	421	<u>131</u>	362 0 A-	<u>A-</u> 472 <u>0</u> <u>A-</u>	<u>A-</u> <u>571</u> <u>0</u> <u>A-</u>	212 0 B-	0 C- 221 0 C-	<u>220</u>
<u>止)</u>	0	0	0	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
第18	<u>220</u>	422	<u>A</u> –	<u>A-</u>	<u>A-</u>	<u>A-</u>	<u>B-</u>	<u>C-</u>	<u>D</u> –
条 使	0	1	<u>221</u> <u>0</u>	<u>371</u>	<u>473</u>	<u>572</u>	221	222	<u>231</u>
<u>用中</u>	<u>231</u>	<u>423</u>	0	0	0	0	0	0	<u>0</u>
<u>のク</u> ラス 1機	0	423 0 424 0	<u>A</u> –	371 0 A- 372 0 A- 373 0 A-	473 0 A-	572 0 A- 573 0 A- 611 0 A-	221 0 B-	222 0 C- 223 0 C- 231 0 C-	231 0 D-
ラス	232	<u>424</u>	222	<u>372</u>	<u>512</u>	<u>573</u>	222	<u>223</u>	<u>232</u>
1機	0	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
器、 クラ ス1 支持	233	425	222 0 A- 231 0 A-	<u>A-</u>	512 0 A- 522 0 A-	<u>A-</u>	222 0 B- 231 0 B-	<u>C-</u>	232 0 D- 311 0 D-
<u>クラ</u>	0	0	<u>231</u>	<u>373</u>	<u>522</u>	<u>611</u>	<u>231</u>	<u>231</u>	<u>311</u>
<u>ス1</u>	<u>234</u>	<u>426</u>	0	<u>0</u>	<u>0</u>	0	0	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>支持</u>	0	<u>0</u>	<u>A-</u>	<u>A-</u>	<u>A-</u>		<u>B-</u>		<u>D-</u>
構造	<u>235</u>	<u>427</u>	<u>232</u>	<u>412</u>	523	<u>622</u>	<u>232</u>	<u>232</u>	<u>312</u>
物、	0	<u>0</u>	0	<u>0</u>	0	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u> <u>C-</u>	<u>0</u>
<u>クラ</u>	<u>241</u>	<u>0</u> <u>431</u>	<u>A-</u>	<u>A-</u>	<u>A-</u>	<u>A-</u>	232 0 B-		312 0 D-
<u>ス2</u>	<u>U</u>	<u>U</u>	<u>233</u>	<u>422</u>	<u>524</u>	<u>623</u>	<u>241</u>	<u>240</u>	320
<u>機</u>	<u>242</u>	<u>432</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

(新設)

器、 クララ Qののではできます。 Accepted Acc
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
14

7.00 951 455 0	0 0 0	
その 破壊 351 455 0 0 0 A- A- 352 456 321 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
<u> </u>	<u>A-</u> <u>A-</u> <u>A-</u>	
$\frac{\cancel{2}5}{\cancel{2}}$ $\frac{352}{\cancel{2}}$ $\frac{456}{\cancel{2}}$ $\frac{321}{\cancel{2}}$	437 543 640	
<u>き起</u> <u>0 0 0</u>	$\underline{0}$ $\underline{0}$ $\underline{0}$	
<u> こす 457 A-</u>	<u>A-</u> <u>A-</u> <u>A-</u>	
<u>亀裂</u> <u>0</u> <u>322</u>	<u>2 442 544 641</u>	
<u>その</u> <u>0</u>	$\underline{0}$ $\underline{0}$ $\underline{0}$	
<u>他の</u> <u>A-</u>	<u>A-</u> <u>A-</u> <u>A-</u>	
<u> </u>	<u>443</u> <u>545</u> <u>642</u>	
<u>があ</u> <u>0</u>	$\underline{0}$ $\underline{0}$ $\underline{0}$	
<u>って</u> <u>A-</u>	<u>A-</u> <u>A-</u> <u>A-</u>	
<u>はな</u> 332	<u>444 546 643</u>	
<u>らな</u> <u>0</u>	<u>0</u>	
\overline{V}_{\circ} \overline{A}		
2 使 333	$\frac{1}{445} \frac{1}{547}$	
	$\frac{1}{0}$ $\frac{1}{0}$	
<u> </u>	 A-	
$\overline{}$	$\frac{\overline{446}}{446}$	
1機 0	0	
<u>- 版</u>	<u>=</u> A-	
耐圧 341	447	
部分 0	0	
	<u>-</u>	
A- 351 455 0 0 A- 351 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
$\begin{vmatrix} \frac{133}{70} \end{vmatrix}$	<u>-</u>	
	,	
	<u>.</u>	
<u>で見</u>		
<u>通す</u> <u>A-</u>		

7 角	252
<u>る亀</u>	<u>353</u>
裂そ の他 の欠	0
の針	_
<u> </u>	
<u>の欠</u>	
陥が	
<u> </u>	
(<u>a) 2)</u>	
ては	
なら	
4	
<u>'\$</u>	
あてなない。	

別表第6-6 技術基準規則の規定と超音波探傷試験規程 2008/2012 の規定との対応関係

注記

対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号(末尾が00のもの)は適用される。

技術基	日本電気協会「軽水型原子力発電所用機器の供用期間											
	<u>中検査における超音波探傷試験規程(JEAC4207</u>											
準規則	2008[2012 追補版])」											
(使用	201	361	A-	A-	A-	A-	В-	C-	D-			
中の亀	0	0	130	361	471	570	211	150	210			
裂等に	211	362	0	0	0	0	0	0	0			
よる破	0	0	A-	A-	A-	A-	В-	C-	D-			
壊の防	212	421	131	362	472	571	212	221	220			
正)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
第18	220	422	A-	A-	A-	A-	В-					

別表第6-4 技術基準規則の規定と超音波探傷試験規程の規定 との対応関係

注記

- 立 対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号(末尾が00,000のもの)は適用される。② 1の位の規格番号で適用しないものがある場合は、適用されるものを()で限定。

技術基準規則	日本電気協会電気技術規程 JEAC4207-2008[2012 追補 版]「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査に おける超音波探傷試験規程」												
(使用	201	361	A-	A-	A-	A-	B-	C-	D-				
中の亀	0	0	130	361	464	556	211	150	210				
裂等に	211	362	0	0	0	0	0	0	0				
よる破	0	0	A-	A-	A-	<u>A</u> –	В-	C-	D-				
壊の防	212	421	131	362	465	<u>557</u>	212	221	220				
止)	0	0	0	0	0	<u>0</u>	0	0	0				
第18	220	422	A-	A-	A-	<u>A-</u>	В-						

条 使	0	1	221	371	473	572	221	C-	D-	条 使	0	1	221	371	466	562	221	C-	D-
用中	231	423	0	0	0	0	0	222	231	用中	231	423	0	0	0	0	0	222	231
のク	0	0	A-	A-	A-	A-	В-	0	0	のク	0	0	A-	A-	A-	<u>A</u> –	В-	0	0
ラス	232	424	222	372	512	573	222	C-	D-	ラス	232	424	222	372	467	56 3	222	C-	D-
1機	0	0	0	0	0	0	0	223	232	1機	0	0	0	0	0	0	0	223	232
器、	233	425	A-	A-	A-	A-	В-	0	0	器、	233	425	A-	A-	A-	<u>A</u> –	В-	0	0
クラ	0	0	231	373	522	611	231	C-	D-	クラ	0	0	231	373	471	564	231	C-	D-
ス1	234	426	0	0	0	0	0	231	311	ス1	234	426	0	0	0	0	0	231	311
支持	0	0	A-	A-	A-	A-	В-	0	0	支持	0	0	A-	A-	A-	<u>A-</u>	В-	0	0
構造	235	427	232	412	523	622	232	C-	D-	構造	235	427	232	412	472	<u>565</u>	232	C-	D-
物、	0	0	0	0	0	0	0	232	312	物、	0	0	0	0	0	0	0	232	312
クラ	241	431	A-	A-	A-	A-	B-	0	0	クラ	241	431	A-	A-	A-	<u>A-</u>	В-	0	0
ス2	0	0	233	422	524	623	241	C-	D-	ス 2	0	0	233	422	473	<u>566</u>	241	C-	D-
機	242	432	0	0	0	0	0	240	320	機	242	432	0	0	0	<u>0</u>	0	240	320
器、	0	0	A-	A-	A-	A-	B-	0	0	器、	0	0	A-	A-	A-	<u>A-</u>	В-	0	0
クラ	251	433	234	423	525	624	242	C-	D-	クラ	251	433	234	423	512	<u>567</u>	242	C-	D-
ス 2	0	0	0	0	0	0	0	250	330	ス 2	0	0	0	0	0	0	0	250	330
支持	252	434	A-	A-	A-	A-	B-	0	0	支持	252	434	A-	A-	A-	A-	В-	0	0
構造	0	0	241	424	526	625	251	C-	D-	構造	0	0	241	424	522	570	251	C-	D-
物、	261	435	0	0	0	0	0	320	410	物、	261	435	0	0	0	0	0	320	410
クラ	0	0	A-	A-	A-	A-	B-	0	0	クラ	0	0	A-	A-	A-	A-	В-	0	0
ス3	262	436	251	425	527	626	252	C-	D-	ス3	262	436	251	425	523	571	252	C-	D-
機	0	0	0	0	0	0	0	331	420	機	0	0	0	0	0	0	0	331	420
器、	271	441	A-	A-	A-	A-	B-	0	0	器、	271	441	A-	A-	A-	A-	В-	0	0
クラ	1	0	252	426	532	627	261	C-		クラ	1	0	252	426	524	572	261	C-	
ス4	271	442	0	0	0	0	0	332		ス4	271	442	0	0	0	0	0	332	
管、	2	0	A-	A-	A-	A-	В-	0		管、	2	0	A-	A-	A-	A-	В-	0	
原子	272	443	253	427	533	632	262			原子	272	443	253	427	525	573	262		
炉格	0	0	0	0	0	0	0			炉格	0	0	0	0	0	0	0		

内容 321
0
322
0
323
2
0
454
0
455
0
456
0
457
0
I.
3:
0
A- 3:
0
A-
333

用中	0 0 0	用中	0	0	0	0
						0
のク	A- A-		A-	A-		A-
ラス	334 446	ラス	334	446		635
1 機	0 0	1 機	0	0		0
器の	A- A-	器の	A-	A-		A-
耐圧	341 447	耐圧	341	447	545	636
部分	0 0	部分	0	0	0	0
に	A-	に	A-	A-	A-	A-
は、	351	は、	351	<u>452</u>	546	637
その	0	その	0	0	0	0
耐圧	A-	耐圧	A-	<u>A</u> –	A-	A-
部分	352	部分	352	453		640
を貫	0	と関	0	<u>0</u>		0
通す	A-		A-	<u>A</u> –		A-
る亀	353	る亀	353	<u>454</u>		641
裂そ	0	製そ	0			0
の他	V	一	O	<u>0</u>	<u>0</u>	A-
の欠し		の反		<u>A-</u> 455		
				455	000	642
陥が		陥が な		<u>0</u> <u>A-</u>		0
あっ		あっ		<u>A-</u>		A-
ては		ては		<u>456</u>		643
なら		なら		<u>0</u>	0	0
な		な		<u>A-</u>	<u>A-</u>	
V' _o		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		<u>457</u>	<u>0</u> <u>A-</u> <u>555</u>	
				<u>0</u>	<u>0</u>	
				<u>A-</u>		
				462		
				0		
				0 <u>A</u> - <u>457</u> 0 <u>A</u> - <u>462</u> 0 <u>A</u> -		

の規定との対応関係の対応関係の対応関係の対応関係の対応関係の対応関係の対応関係の対応関係	表第6-5 技術基準規則の規定と伝熱管渦流探傷試験指針 規定との対応関係
注記	注記
対応規格番号(細分簡条)は、原則として第3階層で分類。 ①	○ 対応規格番号(細分箇条)は、原則として第3階層で分類。 ト位の階層箇条は適用される。
(略)	(略)
	表第6-6 技術基準規則の規定と超音波探傷試験システム認
	2015 の規定との対応関係
対応規格番号(細分箇条)は、原則として第3階層で分類。 1 (1)	生記 ① 対応規格番号 (細分箇条) は、原則として第3階層で分類。 上位の階層箇条は適用される。 ② 同一階層で適用しないものがある場合は、適用されるもの を () で限定。
(略)	(略)